

5保医医人第1936号
令和6年3月13日

各特別区保健衛生主管部長 殿

東京都保健医療局医療政策部長
遠藤 善也
(公印省略)

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」
の公布について（周知）

平素より東京都の保健医療施策について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記の件について、別添のとおり厚生労働省医政局長から通知がありましたので、本件について貴管内関係機関への周知につき、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

なお、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都歯科医師会及び都内各病院には別途通知しておりますので申し添えます。

記

1 送付書類

「医師法施行規則及び歯科医師法施行規則の一部を改正する省令」の公布について（通知）

2 問い合わせ先

東京都保健医療局医療政策部医療人材課 免許担当
電話 03-5320-4434